

公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)の制定概要

国土交通省大臣官房 官庁営繕部

1 はじめに

公共建築改修工事標準仕様書(以下「改修標準仕様書」という)は、国の建築工事で活用するものであり、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられ3年ごとに改定しています。

官庁営繕部では、令和7年3月に改修標準仕様書を令和7年版として制定しましたので、概要について説明します。

2 改修標準仕様書について

1) 目的

改修標準仕様書は、公共建築工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築工事において使用する材料(機材)、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事の設計図書に適用する旨を記載することで請負契約における契約図書の一つとして適用されるものです。

改修標準仕様書の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

2) 適用範囲等

改修標準仕様書は、主に一般的な事務庁舎の模様替及び修繕に係る公共建築工事への適用を想定して作成されています。また、全国で実施される公共建築工事において建築物に必要な品質及び性能を確保するため、改修標準仕様書に規定する材料(機材)、工法等については、主に次の内容を考慮しています。

- ・規格が統一化又は標準化されていること。
- ・信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・地域的に偏在したものではなく、全国的な市場性があること。
- ・特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・適切な実績があること。

なお、工事に適用する場合、以下のことに留意する必要があります。

- ・発注者及び設計者は、対象とする工事に応じて、適切な材料(機材)、工法等を選定し、設計図書に記載する必要があります。
- ・改修標準仕様書に規定する材料(機材)、工法等以外のものを採用する場合には、その選定した材料(機材)、工法等を設計図書に特記する必要があります。

3 改修標準仕様書の制定方針

令和7年版の制定にあたり、以下の内容を制定の方針としています。

1) 国としての施策への配慮

- ・働き方改革、生産性向上への配慮
適正な工期設定による各工程の施工期間の確保やICTの積極的な活用等働き方改革、生産性向上に配慮しています。
- ・地球環境への配慮
環境負荷低減及びエネルギー使用量の縮減に資する材料(機材)、工法等について積極的に規定し、地球環境に配慮しています。

- ・安全・安心の確保及び品質の確保への対応
官庁施設においては、構造体・建築非構造部材・建築設備・建築材料について施工中の安全性の確保及び健康への影響に配慮する等、安全・安心の確保を目指しています。

2) 関係法令、各種基準及び規格との整合

- ・法令改正等に対応した見直し。
- ・JIS(日本産業規格)、JAS(日本農林規格)の公的規格、JASS(日本建築学会建築工事標準仕様書)規格等の改正等に対応した見直し。

3) 技術革新への対応と施工実態の反映

- ・全国的な市場性等の確認
新技術・新工法については、改修工事標準仕様書等に規定する材料(機材)、工法等の考慮する事項を踏まえて、関係省庁、関係団体等からの施工実態を確認の上、適宜反映しています。

4 改修標準仕様書の制定概要

改修標準仕様書は、建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編からなり、主に次のような改定を行っています。

1) 共通

- ・書面の書式及び取扱いについて、情報共有システムによる提出等ができる規定に見直し。
- ・工期の変更にかかる事項等について、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合にその内容を監督職員に報告する規定を追加。
- ・生産性向上の取組みとして、遠隔臨場の適用及び実施内容は特記事項とする規定を追加。
- ・概成工期が特記された場合に実施工程表に概成工期を明記する規定について、受電日及び総合試運転調整に要する工程を明記する規定を追加。施工について、総合試運転調整を行う場合の規定を追加。

- ・施工中の環境保全等について、関係法令に基づく規定にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び宅地造成及び特定盛土等規制法によることを追記。

2) 建築工事編

1 章 各章共通事項

- ・石綿含有建材の調査について、石綿障害予防規則の改正に基づき規定を見直し。

3 章 防水改修工事

- ・改質アスファルトシート防水「施工」について、施工実態により屋根露出断熱工法の場合の増張りの規定を明確化し、断熱材を張り付けた後に増張りすることを追加。改質アスファルトシートの張付けは、トーチ工法におけるシール材処理を追記。
- ・シーリング「材料」について、コンクリートと押出成形セメント板(仕上げあり)、押出成形セメント板と押出成形セメント板(仕上げあり)のシーリング材を變成シリコン系に見直し。

4 章 外壁改修工事

- ・モルタル塗り仕上げ外壁の改修「材料」について、混和材料の規定を追加。「モルタル塗替え工法」について、1回の練混ぜ量の可使時間にかかる規定を見直し。
- ・タイル張り仕上げ外壁の改修「材料」について、耐汚染性の試験方法を製造所において定める試験方法に見直し。
- ・仕上塗材仕上げ外壁等の改修「材料」について、下地が押出成形セメント板の場合の下地調整塗材の規定を追加。各仕上げ塗材の所要量をJASS23に合わせ見直し。
- ・マスチック塗材塗り仕上げ外壁等の改修「材料及び工法」について、マスチック塗材塗りの材料の製造中止によりB種を削除。

5章 建具改修工事

- ・樹脂製建具「材料」について、ステンレス鋼板の規定を追加。
- ・鋼製建具、鋼製軽量建具「形状及び仕上げ」について、建具に使用する鋼板類に枠類のつなぎ補強板を追加。「工法」について、枠類の組立の規定を施工実態により明確化。
- ・鋼製建具「工法」について、屋内に雨水浸入のおそれのある接合部には、止水処理を行うことを追加。
- ・鋼製軽量建具「材料」について、防音性能を求める場合の規定を追加。
- ・ステンレス製建具「性能及び構造」について、建具の性能値を明確化し追加。
- ・木製建具「形状及び仕上げ」について、フラッシュ戸の表面板に MDF を追加。
- ・自動ドア開閉装置について、JIS A 4722改正により車椅子使用者便所出入口の規定を見直し。
- ・オーバーヘッドドア「工法」について、木下地の場合のガイドレールの工法を追加。

6章 内装改修工事

- ・既存壁の撤去及び下地補修「工法」について、配管等への配慮を追加。
- ・木下地等「一般事項」について、仕上げの程度を指定する場合を特記事項に見直し。「木材」について、JAS0233(合板)の改正による合板の見直し。「防腐・防蟻・防虫処理等」について、樹種の心材のみを用いた製材の防腐・防蟻処理の省略に係る規定を削除。また、内装木質化を踏まえ不燃処理木材等の規定を追加。
- ・木下地等「壁及び天井地下地」について、施工実態を踏まえ下地の工法の「断面寸法」を見直し。
- ・軽量鉄骨天井地下地「工法」について、施工実態を踏まえ野縁受けのはね出し規定を追記。
- ・フローリング張り「現場塗装仕上げ」について、

現場塗装の下地調整の仕様を追加。

- ・畳敷き「材料」について、畳表の区分を追加。
- ・せっこうボード、その他ボード及び合板張り「材料」について、合板に防虫処理を行う場合の規定を追加。
- ・壁紙張り「施工」について、素地ごしらの規定を追加。
- ・モルタル塗り「材料」について、混和剤の規定を追加。

7章 塗装改修工事

- ・錆止め塗料塗り「塗料種別」及び「錆止め塗料塗り」について、錆止め塗装のままの規定を追加。「塗料種別」の鉄鋼面と亜鉛めっき面の錆止め塗料の種別の表現を見直し。
- ・ピグメントステイン塗りについて、オイルステイン塗りを削除し、ピグメントステイン塗りに見直し。

8章 耐震改修工事

- ・機械式継手、溶接継手の「外観試験」について、原則実施することとし、合否判定基準の規定を追加。
- ・フレッシュコンクリートの試験の塩化物量の「試験方法」を追加。
- ・「コンクリートの強度試験」、「調合管理強度の判定」について、現行の規定によりがたい場合の、監督職員との協議による規定を追加。

9章 環境配慮改修工事

- ・石綿含有建材の「除去工事」について、石綿障害予防規則の改正に基づいた規定に見直し。
- ・透水性アスファルト舗装改修工事「表層の材料」について、土木工事共通仕様(案)の記載に合わせ見直し。

3) 電気設備工事編

第2編 電力設備工事

- ・分電盤等の改造について、盤類等を改造した場

合の単線接続図等の修正及び改造内容、改造履歴等の記載に関する規定を見直し。

- ・制御盤の改造について、改造により使用しなくなった単位装置に施す処置の規定を見直し。
- ・照明改修を行う場合について、改修前後の照度及び回路電流値の測定の規定を削除。
- ・樹脂製ハンドホールの「施工」について、配管接続用の開口を加工する際の注意事項の規定を追加。
- ・雷保護設備について、建設省告示の改正を踏まえ、既存受雷部等が JIS A 4201による場合の適合について規定を追加。
- ・接地極埋設後に行う接地抵抗の測定について、ウェンナーの四電極法により推定した接地抵抗値とすることができる規定を追加。
- ・照明制御装置及び電気自動車用充電設備の施工後の試験について規定を追加。

第3編 受変電設備工事

- ・機器の取外し再使用、改造等について、JEM(日本電機工業会規格)1425の廃止を踏まえ、既存配電盤等が JEM(日本電機工業会規格)1425による場合の適合に関する規定を追加。

第5編 発電設備工事

- ・燃料小出タンクについて、油庫式燃料小出タンクの規定を追加。
- ・機器の撤去又は取外しについて、材料に石綿が使用されていることが確認された場合の対応について規定を追加。
- ・給油ボックスについて、給油ボックスに設ける各種接地工事の規定を追加。

第7編 中央監視制御設備工事

- ・EM-UTP ケーブル配線について、伝送品質測定の規定を追加。
- ・計量信号の積算値の値について、計測計器側と中央監視装置側との信号(パルスウェート等)の照

合、整合性を確認する規定を追加。

4) 機械設備工事編

第1編 一般共通事項

- ・配管及びダクトのパッキンの撤去について、規定を追加。

第2編 共通工事

- ・断熱粘着テープに、冷媒用断熱材接続テープの規定を追加。
- ・保温外装材のカラー亜鉛鉄板に加え、「塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板」を追加し、名称を塗装亜鉛めっき鋼板に規定を見直し。

第3編 空調設備工事

- ・既設冷媒用の銅管を再使用することができる、改修専用のマルチパッケージ形空調機及びガスエンジンヒートポンプ式空調機の規定を追加。
- ・ダクトに使用する主な鋼材幅について、最大補強間隔をより詳細な区分けに規定を見直し。

第9編 昇降機設備工事

- ・歯車付き巻上機について、既存エレベーターの改修にて寸法の制限から使用されることが多いため規定を追加。

5 おわりに

前記「2 改修標準仕様書について」のとおり、目的、位置づけ、適用範囲等については、国土交通省のホームページ*にも掲載していますので、改修標準仕様書を使用される場合は、留意事項、Q&A も含めて確認をお願いいたします。

* http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html
3-5